平成２２年（フ）第３３９号
北海道帯広市西13条南11丁目12番地７　さいとうハイツ301号室
債務者　秡川　拓也
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４号
北海道帯広市西14条南２丁目２番地12　豊栄ハイツⅡ203号室
債務者　岡本　裕佳
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
青森市大字新城字天田内165番地１
債務者　蝦名　啓子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０９号
茨城県守谷市松ケ丘１丁目13番地８、破産手続開始決定時の住所茨城県守谷市松前台３丁目28番地７　コーポファミーユＤ102
破産者　伊藤　　淳
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
茨城県稲敷郡河内町源清田2198番地
破産者　平川　　勉
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
長崎県平戸市津吉町160番地２
破産者　山下　満義
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
千葉県山武市殿台273番地
破産者　今関　　健
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５３号
千葉県東金市東新宿８番地２　サン藍プラザ210、開始決定時の住所千葉県山武郡大網白里町みやこ野１丁目５番地26
破産者　羽根田義彦
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３１８号
石川県石川郡野々市町菅原町21―44　スクエア21Ｄ棟、住民票上の住所金沢市高尾台１丁目98番地、従前の住所金沢市横川１丁目168番地38
破産者　内田　宗敬
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８６６号
仙台市太白区西の平２丁目７番５号
破産者　遠藤　茂樹
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９２６号
仙台市太白区羽黒台７番14号
破産者　澤口いさ子
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３０号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字宮ヶ崎23番地４
破産者　鈴木　光一
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３１号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字宮ヶ崎23番地４
破産者　鈴木　のぶ
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９４号
宮城県岩沼市相の原２丁目７番1124号
破産者　安齋　洋子
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５１号
仙台市若林区若林１丁目８番６号
破産者　佐藤　誠志
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７５号
仙台市太白区土手内１丁目16番３号
破産者　下山　英樹
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
神奈川県秦野市上大槻1123番地
破産者　岩本　隆夫
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３５６号
神戸市垂水区多聞台２丁目11番12―208号
破産者　坂下　満子
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部